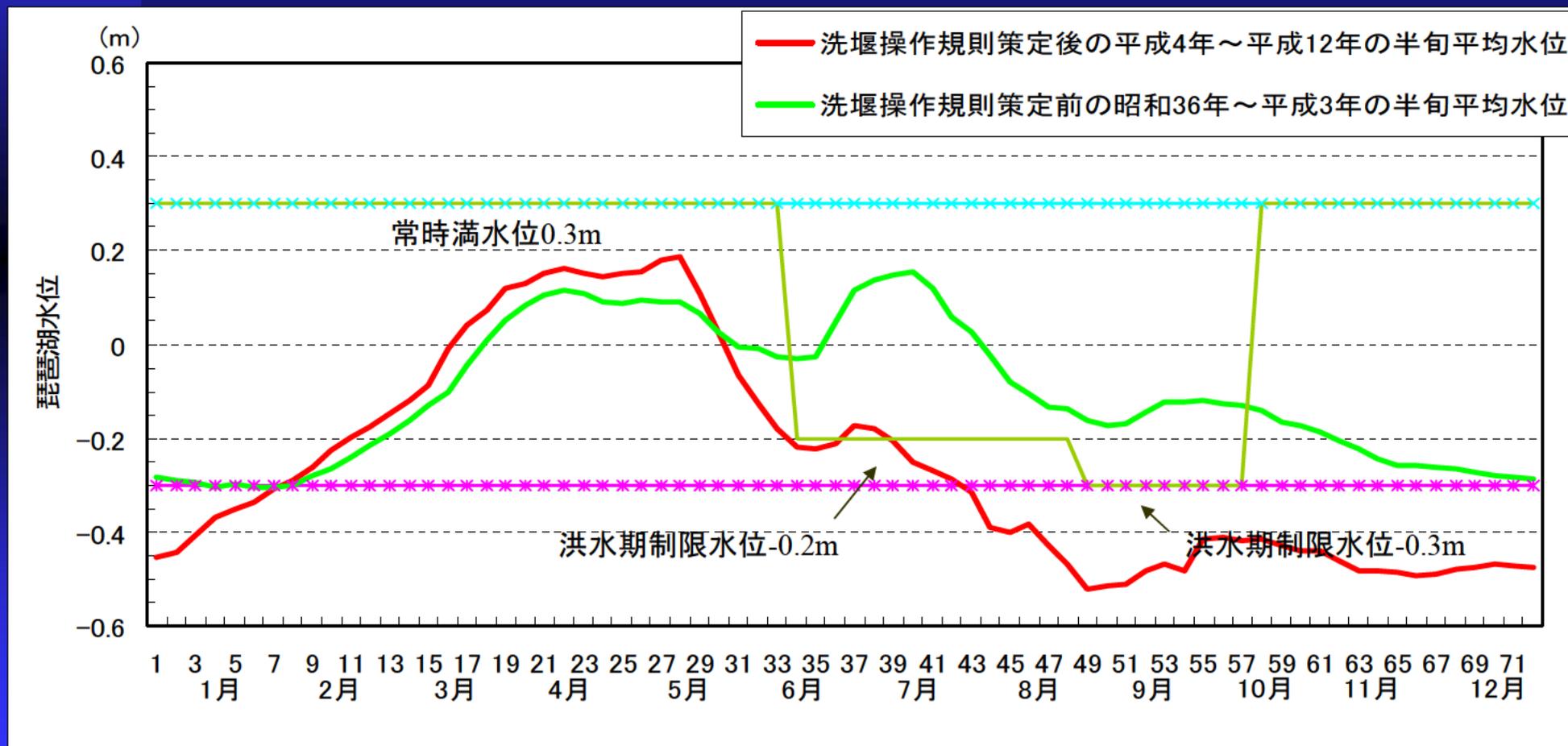


瀬田川洗堰操作について

比較している水位データ 半旬水位(※1)

- ・昭和36年～平成3年 → 瀬田川洗堰操作規則前の運用実績
- ・平成4年～平成12年 → 瀬田川洗堰操作規則後の運用実績



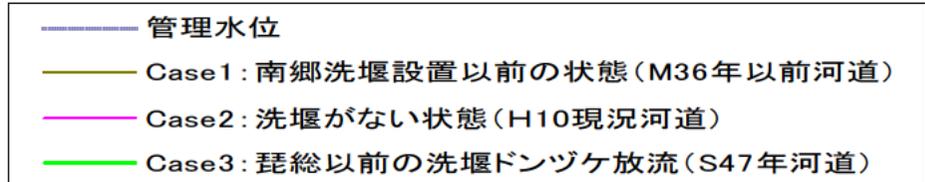
※半旬水位は、5日間の平均水位であり、ここでは、その半旬水位の対象期間内の年平均値を算出した結果をしています。

瀬田川洗堰操作規則

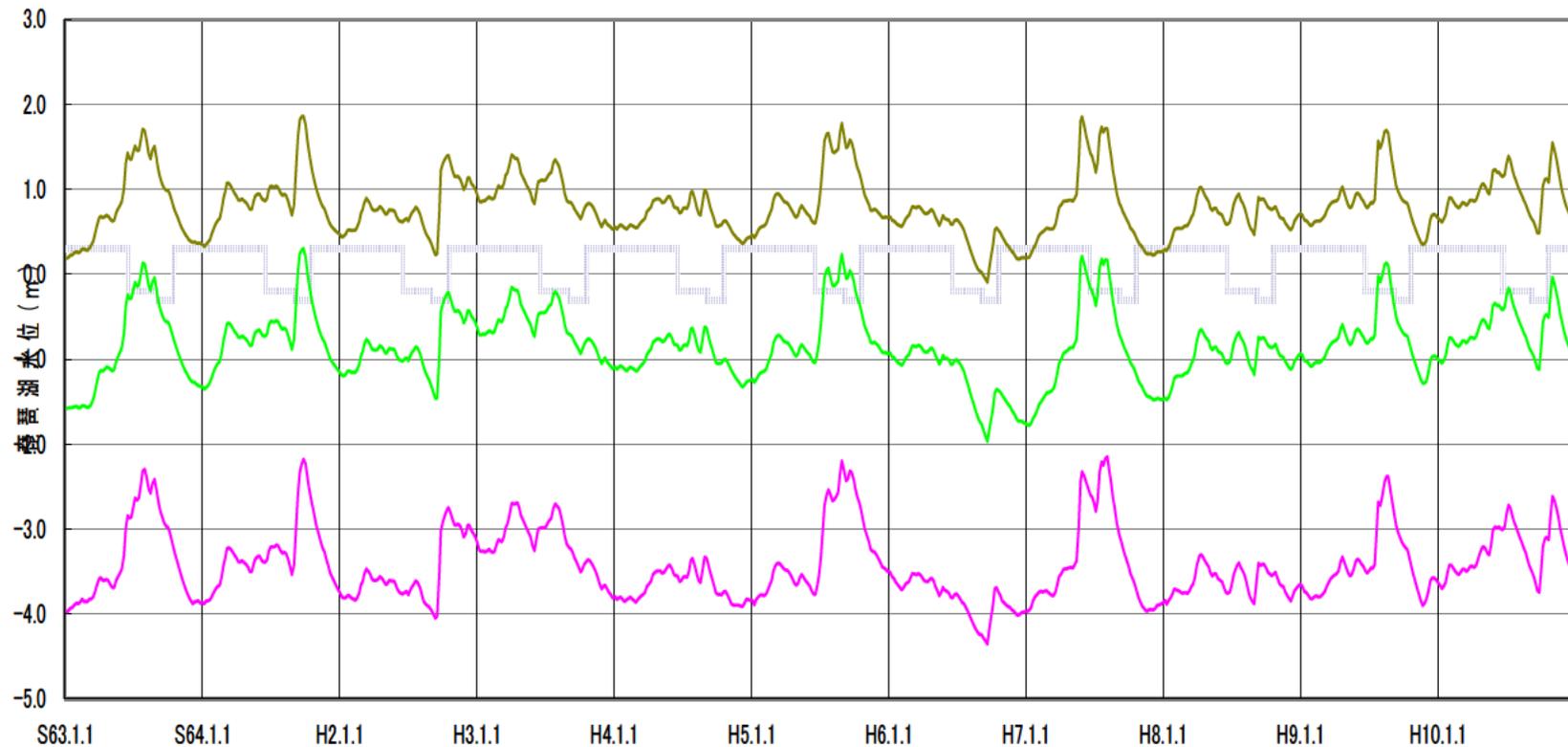
期間または状態	旧操作規則(案)(S41.1)	新操作規則(H4.3.31)
10月16日～12月14日	冬季放流前の期間のため、±0cmに向かって操作を行う。この期間に冬季放流計画を策定する。この間に琵琶湖水位が-30cmを下回った場合は、 <u>下流への放流を制限</u> して琵琶湖水位の回復を図る。	出水期明けは、常時満水位への「ワンタッチ」目指して琵琶湖水位の回復を図る。ワンタッチ後は+20cm程度で琵琶湖水位が推移するよう洗堰の操作を行う。
12月15日～3月15日	発電のため冬季放流計画に基づき、冬季放流を実施中。春の雪解け水を期待し、おおむね0cm以下の水位で推移する。	
3月16日～5月中旬		
5月中旬～6月15日	琵琶湖水位が±0cm付近で推移するよう、洗堰の操作を行う。	+20cmあたりから制限水位(-20cm)にむけ、移行操作を実施する。1日当たり約1cmの水位低下を図る。
6月16日～10月15日	琵琶湖水位が±0cm付近で推移するよう、洗堰の操作を行う。琵琶湖水位が-30cmを下回るときは、 <u>下流への放流を制限</u> して水位低下の防止に努める。 利用低水位は-1.00mと決まっているが、それ以下に水位が下がったときの対応については決まっていなかった。 実態としては渇水協議会で決めていた。	琵琶湖水位が制限水位下になるよう、洗堰からの放流量を調節する。利用低水位(-1.50m)以下の場合は、建設大臣(国土交通大臣)が関係府県の意見を聞き、放流量を決める。
琵琶湖水位が+30cm(常時満水位または制限水位)を超えている場合	洗堰を全開させる。+30cm以下の場合でも、琵琶湖周辺の洪水による被害が発生する恐れがある場合は、放流量を増加させる。	洪水期間にあつては制限水位を、非洪水期間にあつては常時満水位を超えているときまたは超えることが予想されるときは、これらの水位に低下させ、または抑制する。速やかに低下させる場合は洗堰既設部分の全開。

瀬田川洗堰がない場合の水位変動計算

(想定した瀬田川はM36以前・H10・S47)



琵琶湖水位計算(1988年~1998年)

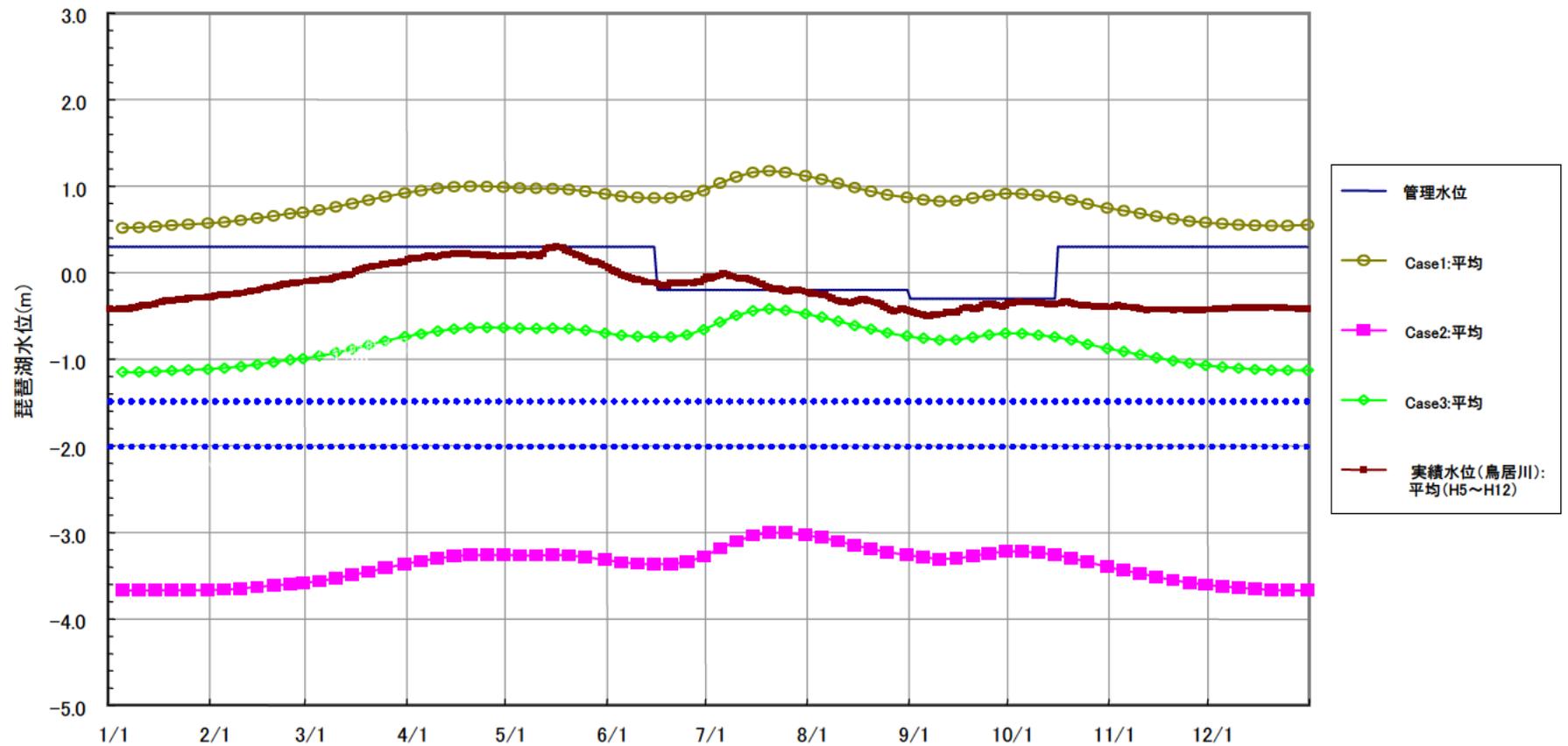


計算期間は81年(T11~H11まで)上記はS63からH11まで示している

瀬田川洗堰がない場合の水位変動計算

(想定した瀬田川はM36以前・H10・S47)

琵琶湖計算水位(81年間平均水位)



計算期間は81年(T11~H11まで)